

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日とする)

目次

◇告 示
町の区域を新たに画し、町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出
土地区画整理法による換地処分

告 示

鳥取県告示第四百三十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から別記(一)のとおり町の区域を新たに画し、町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この町の区域の新設、町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、別記(二)に定める期日からその効力を生ずる。

昭和四十七年六月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別記(一)

新たに画する町の名称

同上の区域（昭和四十六年八月三十一日現在の地番による。）

行徳字西福羅二四の三、二五の一、二五の二、二五の四、二五の六から二五の九まで、二六の二、二六の四、二六の六、二六の八、二六の九、三九の五から三九の七まで、四〇の二、四一の一、四二の一、四二の二、四二の四、四二の五、四三の三、四三の四、四四の一、四五の一から四五の九まで及びこれらと一体をなす国有地、行徳字井古四六、四六の二、四八の二及びこれらと一体をなす国有地、行徳字鋳物師田三九三の一、三九四の一、三九五の一から三九五の四まで、三九六の一から三九六の四まで、三九七の二及びこれらと一体をなす国有地、行徳字中島四三二の一、四三三の一、四三三の六、四三四の二、四三四の五、四三四の八、四三六の一、四三六の五、四三七の一から四三七の四まで及びこれらと一体をなす国有地、行徳字下大限の全域、行徳字東八ツ口の全域、行徳字北八ツ口四五三、四五四の二から四五四の五まで、四五六の二、四五八の一、四六〇、四六一の一、四六一の二、四六二の一及びこれらと一体をなす国有地、古市字卯ツ木敷一の一、一の九、一の一〇の一部、一の一六の一部、二の一から二の三まで、三の一から三の三まで、六の一から六の七まで、一一の二から一一の五まで、一一の七から一一の一〇まで、一二の二、一二の三、一二の五から一二の一四まで、一三の二、一三の五、一三の六の一部、一三の七の一部、一三の八から一三の二一まで、一四の一、一四の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、古市

幸 町

字塚ノ本一〇〇の一の一部及びこれと一体をなす国有地、古市字下寺屋敷一三〇の一の一部、一三〇の二、一三二の一及びこれらと一体をなす国有地、古市字棚田一三三の二、一三三の三、一三五、一三六の二から一三六の四まで、一三七の一、一三七の二、一三七の三の一部、一三七の四、一三七の五、一三七の六の一部、一三七の七、一三八の二から一三八の五までの一部及びこれらと一体をなす国有地、古市字樋向のうち一五一の一の一部、一五一の二、一五一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、古市字上大隈のうち一五二の一、一五二の二、一五二の三の一部、一五二の四の一部、一五三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、古市字南八ツ口一六一の一、古市字西八ツ口一六五の一、一七三の三、一七三の四、一七三の六及び一七四の七、古市字田ノ向一九二の一、一九二の二及びこれらと一体をなす国有地並びに古市字島田二〇五の一及びこれらと一体をなす国有地

古市字卯ツ木敷一、一の四、一の一〇の一部、一の一から一の一五まで、一の一六の一部、一三の六の一部、一三の七の一部、一四の二、一四の三の一部、一四の四及びこれらと一体をなす国有地、古市字狭間二四から二四の六まで、二六の一、三〇の一、三四、三四の一、三六の一、三七の一から三七の三まで、三八の一、三八の三、三九の三、四〇の二、四二の二及びこれらと一体をなす国有地、古市字西御堂四三の一、古市字隈ノ内八二の一、八二の三、八三の一、八三の

天神町

四、八四の一、八六の三、八七の二から八七の七まで、九一、九二の一、九三の一、九四の一、九五、九六及びこれらと一体をなす国有地、古市字塚ノ本九七の二から九七の五まで、九八の一、九八の三、九九の三、一〇〇の一の一部、一〇〇の三、一〇一の二、一〇一の四及びこれらと一体をなす国有地、古市字下寺屋敷一三〇の一の一部、古市字棚田一三七の三の一部、一三七の六の一部、一三八の二から一三八の五までの一部、古市字樋向一五一の一の一部、一五一の二、一五一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、古市字上大隈一五二の一、一五二の二、一五二の三の一部、一五二の四の一部、一五三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、富安字池田三三七の三の一部、三三七の四、三三八の一、三三九の一、三三九の三の一部、三三九の四及びこれらと一体をなす国有地、富安字池田向三五四の一、富安字天神三五五の一、三五五の三、三五六の一、三五六の三、三五七の一、三五七の二、三五八の一、三五八の三、三五九の一、三五九の二の一部、三五九の三から三五九の七まで、三六〇の内第一、三六〇の三から三六〇の五まで、三六一の一、三六一の二、三六二の内一、三六二の内第一、三六三、三六四、三六五の一、三六五の二、三六六の一、三六六の三、三六七、三六八の一から三六八の三まで、三六九の一、三七〇の一、三七〇の二、三七一、三七二の一、三七二の三から三七二の六まで、三七三及びこれらと一体をなす国有地並びに富安字北野の全域

扇

町

東品治町六八の一、六八の三、六九の一の一部、六九の三の一部、六九の四の一部、六九の五、六九の六、六九の七の一部、七〇の一、七〇の二の一部、七一の一、七一の四、七一の五、七一の六の一部、七四の一、七四の五、七四の七の一部、七四の九の一部、七五、七六の一、七六の三、七六の五、七六の七の一部、七六の八、七七、七八、七九の一、七九の三、七九の四の一部、八〇の一、八〇の二から八〇の九まで、八一の一から八一の三六まで、八三の一から八三の一まで、八四の一部、八四の二の一部、八四の六の一部及びこれらと一体をなす国有地、富安字宮下モ一六〇の一の一部、一六〇の二の一部、一六〇の三、一六〇の五、一六二の四の一部、一六二の七から一六二の九まで、一六二の一〇の一部、一六二の一から一六二の三まで、一六三の二から一六三の六まで、一六三の七の一部、一六三の八から一六三の一一まで、一六四の一、一六四の三の一部、一六四の四の一部、一六五、一六六次一、一六六次三の一部、一六六の一から一六六の三まで、一六六の五から一六六の一三まで、一六六の一五から一六六の二一まで、一六六の二五、一六六の二九、一六六の三一から一六六の三三まで、一六六の三五から一六六の四一まで及びこれらと一体をなす国有地、富安字東西入田の全域、富安字西入田の全域、富安字長丁の全域、富安字天神前二一一の三、二一一の四、二一一の六、二一一の七、二一一の一から二一一の四まで、二一一の六から二一一の一八まで、二一一の一から二二三の八まで、二二四の一から二二四の三まで、二二四の五、二二四の六、二二五、二

一六の二、二二六の四、二二六の五の一部、二二六の六から二二六の一まで、二二六の一二の一部、二二七の一から二二七の三までの一部、二二七の四、二二七の五の一部、二二八の六の一部、二二三の四の一部、二二三の七、二二三の九の一部、二二三の一〇の一部、二二四、二二四の一、二二四の三の一部、二二四の四及びこれらと一体をなす国有地並びに富安字土居ノ下モ一六二の二、一六二の三の一部、一六二の五の一部、二二五の一の一部、二二五の二の一部、二二九の四、二二九の五の一部、二三〇の一部、二三〇の一の一部、二三一の二、二三一の二、二三四の一の一部、二三四の四の一部及びこれらと一体をなす国有地

富安字荒田四四の一の一部、六一の一の一部、六一の二から六一の四まで及びこれらと一体をなす国有地、富安字出口六二の一から六二の三まで、六二の五の一部、六二の六、六三、六三の二、六四の六の一部、六四の一の一部、六四の一二及び六五の一の一部、富安字土嶋八〇の二の一部、八〇の三、八三の一から八三の三まで、八三の四の一部、八三の五、八四の三、八四の五の一部、八四の六、八四の七、八四の九、八五の二、八五の三の一部、八五の四から八五の七まで、八六の一から八六の四まで、八六の次一及びこれらと一体をなす国有地、富安字七日ヒデンの全域、富安字角田のうち九四の一の一部、九四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、富安字加武長九五の一の一部、九五の三から九五の五まで、九六の一の一部及び九八の一

00634

の一部、富安字竹ノ下一〇九の一の一部、一一〇の一、一一〇の二、一一一、一一二の一、一一二の三、一一二の四、一一三の二から一一三の四まで及びこれらと一体をなす国土地、富安字昆布ノ木一一四の二から一一四の四まで、一一五の二から一一五の三まで、一一六の二、一一六の三から一一六の六まで、一一七の二、一一七の三、一一八の二、一一八の三、一一九の二から一一九の五まで、一二〇の二から一二〇の六まで、一二一の二、一二一の三、一二二の二から一二二の三まで、一二三、一二四の二から一二四の四まで、一二五の二から一二五の六まで、一二六の二から一二六の四まで、一二六の六、一二六の七、一二七の二、一二七の三、一二七の四、一二七の五、一二八の二及びこれらと一体をなす国土地、富安字前田一三〇内第一、一三〇の二、一三〇の三、一三九の二から一三九の四まで、一三九の五、一四〇の二から一四〇の六まで、一四一の二から一四一の七まで、一四二内第一、一四二内第二及びこれらと一体をなす国土地、富安字宮ノ廻り一四三の二から一四三の四まで、一四三内一、一四四、一四五の二、一四五の三、一四六、一四七、一四八の二、一四八の三、一四八の四、一四九の二、一四九の三、一四九の四、一五〇の二から一五〇の六まで、一五一、一五二の二から一五二の四まで、一五三、一五三第一、一五四、一五四の二、一五五、一五五内第一及びこれらと一体をなす国土地、富安字宮ノ下モ一五六、一五六の二、一五六内第一、一五六内第二、一五七、一

富安一丁目

五七の一、一五七の内第一、一五八、一五九の一、一五九の二、一六〇の一の一部、一六〇の二の一部、一六〇の四、一六一、一六一の二から一六一の三まで、一六二の二、一六二の四の一部、一六二の六、一六二の七、一六三の二、一六三の三の一部、一六四の四の一部、一六六の二、一六六の三の一部、一六六の四及びこれらと一体をなす国土地、富安字天神前一二六の五の一部、一二六の二の一部、一二七の二から一二七の三まで、一二七の五の一部、一二八から一二八の五まで、一二八の六の一部、一二八の七、一二九、一二九の第一、一二九の二から一二九の五まで、一二〇、一二〇の内第一、一二〇の二、一二〇の三、一二〇の内第一、一二〇の内二、一二〇の五まで、一二一、一二一の二、一二一の三、一二一の四の一部、一二一の五、一二一の六、一二一の八、一二一の九の一部、一二三の二の一部、一二三の三から一二三の三まで、一二四の三の一部、三八七、三八八及びこれらと一体をなす国土地、富安字土居ノ下モ一六二の三の一部、一六二の五の一部、一二三の三、一二五の二の一部、一二五の三の一部、一二六の二から一二六の九まで、一二七、一二八、一二八内第一、一二九の二、一二九の三、一二九の五の一部、一二九の六、一二九の内第一、一二三〇の一部、一二三〇の二の一部、一二三〇の三、一二三〇の四の一部、一二三四の二、一二三四の三、一二三四の四の一部、一二三五、一二三六の内第一、一二三六の二、一二三六の三、一二三七、一二三七の内第一、一二三八、一二三八内第一、一二三八の

二、三八九、三九〇及びこれらと一体をなす国有地、富安字下土居二三九、二三九の内第一、二三九の第二、二三九の三、二三九の四、二四〇、二四〇の内第一から二四〇の内第五まで、二四一、二四二、二四三、二四四の一、二四四の二、二四五から二五〇まで、二五〇の次、二五一次、二五二併、二五二、二五二の一、二五五の二、二五五の三、二五六の一、二五六の三から二五六の五まで、二五七、二五八の一、二五八の三、二五九の一、二五九の三及びこれらと一体をなす国有地、富安字村中二六一の一、二六二の一、二六二の六及びこれらと一体をなす国有地、富安字土居中二九一の一、二九二の一、二九二の三から二九二の六まで及びこれらと一体をなす国有地、富安字池田三三七の一、三三七の三の一部、三三七の五、三三九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、富安字天神三五九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、吉成字上竹ノ下三〇二の四の一部、三〇二の一〇の一部、三〇三の一の一部、三〇三の三から三〇三の五まで、三〇三の七、三〇三の八、三〇四、三〇五から三〇五の四まで、三〇六の一から三〇六の三まで、三〇七の一、三〇七の三、三〇七の四の一部、三〇七の五の一部、三〇八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに吉成字柳ヶ坪三〇九の一、三〇九の三、三〇九の四、三一〇の一、三一〇の六、三一八の一、三一八の二から三一八の三まで及びこれらと一体をなす国有地

富安二丁目

東品治町四七の一、四七の三及びこれらと一体をなす国有地、富安字品治廻り一の一、一の三から一の一まで、五の一、五の四から五の七まで、六の三、六の四、七の一、七の五、七の六、八の一から八の四まで、九の一、九の三から九の六まで、一〇の一から一〇の九まで、一一、一一の一から一一の七まで、一二、一二の一、一二の二、一三、一三の一、一三の二、一四、一五、一六の一から一六の六まで、一七、一七の一、一七の二、一八、一八の一、一八の次一、一九の一から一九の一まで、二一、二二の一、二二の一から二二の五まで、二三の一、二三の二、二四、二五、二六の一から二六の七まで、二七の一、二七の二、二八の一、二八の二、二九、三〇の一から三〇の三まで、三一の一から三一の三まで、三一の五、三一の六、三二の一から三二の五まで、三三の一の一部、三三の四及びこれらと一体をなす国有地、富安字八ヶ坪三四の一部、三六の二の一部、三七の二から三七の四まで、三八の一の一部、三八の三の一部、三九の一、三九の二の一部、三九の三から三九の六まで、四〇の一から四〇の五まで、四一の一、四一の二、四一の四、四二、四二の一、四二の二、四三、四三の一、四三の二及びこれらと一体をなす国有地、富安字荒田のうち四四の一の一部、六一の一の一部、六一の二から六一の四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、富安字出口のうち六二の一から六二の三まで、六二の五の一部、六二の六、六三、六三の二、六四の六の一部、六四の一の一部、六四の二、六五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区

域、富安字高野田六七の一、六七の三、六八の一、六八の二、六九の一、六九の三から六九の五まで、六九の八から六九の一まで、六九の一四から六九の二六まで、七〇の一から七〇の七まで、七〇の九、七一の一、七一の三、七一の五から七一の八まで、七二の一から七二の七まで、七三の一、七三の三から七三の七まで、七四の一から七四の五まで、七五の一、七五の二、七五の八、七五の九、七五の一二、七五の一三、七五の次第一、七五の次第二、七五の次三、七五の次五、三八六の一、三八六の二及びこれらと一体をなす国有地、富安字土嶋七五の四から七五の六まで、七五の一、七六の一から七六の四まで、七七の一から七七の五まで、七八の一から七八の二まで、七九の二から七九の四まで、八〇の二の一部、八一の二、八一の三、八二の一から八二の五まで、八三の四の一部、八四の五の一部、八五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、富安字角田九四の一の一部、九四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、富安字加武長九五の一の一部、九五の二、九六の一の一部、九六の二、九七の一、九七の二、九八の一の一部、九九の一の一部、九九の二、一〇〇の三の一部、一〇〇の五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに吉方一九八の一部、一九八の一、一九八の四の一部、二二六の三、二二六の五から二二六の八まで、二二七の一部、二二八から二二〇まで、二二〇の一、二二二から二二五まで、二二六の一、二二六の二、二二七の一、二二七の二、二二八の一から二二八の三まで、二二九、二三〇

の一、二三〇の二の一部、二三〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地

富安字加武長九六の一の一部、九八の一の一部、九八の二、九八の三、九九の一の一部、一〇〇の一の一部、一〇〇の五の一部、一〇二の五の一部、一〇三の二の一部、一〇四の一の一部、一〇四の二、一〇五の一から一〇五の六まで及びこれらと一体をなす国有地、富安字竹ノ下一〇六の一、一〇六の二、一〇七、一〇八の一、一〇八の二、一〇九の一の一部、一〇九の二、一〇九の三及びこれらと一体をなす国有地、吉成字中沢七〇の一、七二の一、七二の三、七二、七三の一、七三の三、七四の一、七四の三、七五の一部及びこれらと一体をなす国有地、吉成字下沢七六の一部、七七の一から七七の四まで、七八の一から七八の三まで、七九、八〇、八一の一、八一の二、八二の二、八三の一、八三の三及びこれらと一体をなす国有地、吉成字八向二一六の一、一一六の三、一一七の一、一一七の二、一一八、一一九の一から一一九の四まで及びこれらと一体をなす国有地、吉成字下井原二二〇の一、二二〇の二、二二〇の四から二二〇の六まで、二二一の一、二二一の六、二二五の一、二二五の四、二二六の一、二二六の三、二二七の一、二二七の三及びこれらと一体をなす国有地、吉成字石堂二六三の一から二六三の三まで、二六三の五、二六四の一から二六四の三まで、二六四の五、二六四の六、二六五の一、二六五の五、二六五の六、二六五の八から二六五の一三まで、二六六の一、二六六の三、二六

興 南 町

六の五、二六七の一、二六七の四、二六八の一、二六八の三、二六八の五、二六九の一から二六九の三まで、二六九の五から二六九の七まで、二七〇の一から二七〇の五まで、二七〇の六から二七〇の七まで、二七二の一から二七二の五まで、二七三の一から二七三の四まで、二七四の一から二七四の五まで、二七五、二七六の一から二七六の三まで、二七七の一から二七七の五まで、二七八から二七八の五まで、二九一の二から二九一の四まで、二九三の二、二九四の二、三〇一の二、三〇二の三及びこれらと一体をなす国有地、吉成字姫ヶ隈二七九、二八〇の一から二八〇の三まで、二八一から二八四まで、二八五の一、二八五の二、二八六、二八七の一部、二八八の一から二八八の三まで、二八八の五、二八九の一、二八九の二、二九〇、二九一の一、二九一の五から二九一の八まで、二九一の次一及びこれらと一体をなす国有地、吉成字上竹ノ下二九二の一から二九二の三まで、二九三の一、二九三の三、二九三の四、二九四の一、二九四の三、二九五の一から二九五の四まで、二九六の一から二九六の三まで、二九七の一から二九七の四まで、二九八の一から二九八の五まで、二九九の一から二九九の五まで、三〇〇の一から三〇〇の一〇まで、三〇一の一、三〇一の三から三〇一の五まで、三〇二の一、三〇二の二、三〇二の四の一部、三〇二の六から三〇二の九まで、三〇二の一〇の一部、三〇三の一の一部、三〇三の二、三〇三の六、三〇七の四の一部、三〇七の五の一部、三〇八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに吉方四四から四六までの一部、九六から九八までの一部、一

五三の一部、一五四の一部及びこれらと一体をなす国有地

南吉方一丁目

吉方九八の一部、九九の一の一部、九九の三の一部、一〇〇から一〇五までの一部、一〇六の一の一部、一〇六の二の一部、一〇七の三の一部、一四四の三、一四四の五、一四五の一、一四五の二、一四六、一四七の一から一四七の五まで、一四八から一五二まで、一五三の一部、一五四の一部、一五五、一五六、一五七の一から一五七の三まで、一五八の一、一五八の二、一五九、一五九の二、一五九の四から一五九の八まで、一五九の一一、一五九の一二、一六一から一六五まで、一六六の一から一六六の五まで、一六七、一六八の四、一六八の三、一八七の三、一八八の一、一八八の三から一八八の七まで、一八九から一八九の三まで、一九〇の一から一九〇の四まで、一九一から一九三まで、一九四の一、一九四の二、一九五、一九六の一、一九六の二、一九七の一、一九七の二、一九八の一部、一九八の四の一部、二〇一、二〇二の一、二〇二の二、二〇三、二〇三の二、二〇三の三、二〇四、二〇四の一、二〇五の一、二〇五の三、二〇六の三、二〇六の四、二〇七の三、二二一の三、二二二の二、二二三の一、二二三の四、二二三の五から二二三の七まで、二二四の一、二二四の三から二二四の六まで、二二五の一、二二五の二、二二六の一、二二六の二、二二六の四、二二七の一部、二二八の二の一部、二二八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、富安字品治廻り三三三の一の一部、三三三の二、三三三の三及びこれらと一体をなす国有地、富安字八ヶ坪三四

<p>南吉方二丁目</p>	
<p>吉方三四の三、三四の四、三五の一、三五の三、三六から四二まで、四三から四七まで的一部、四八から五二まで、五二次第一、五三、五三次第一、五四、五五の一、五五の三、五五の四、五六の三、五六の四、八七の三、八七の四、八八の一、八八の二、八九から九五まで、九六から九八まで的一部、九九の一の一部、九九の二、九九の三の一部、九九の四、一〇〇から一〇五までの一部、一〇六の一部、一〇六の二の一部、一〇七の三の一部、一五三の一部及びこれらと一体をなす国有地、吉成字上小樋井一から九まで、一〇の三、一〇の四、一一の一、一一の四、一二の一及びこれらと一体をなす国有地、吉成字稲石一五の一、一五の四、一六の三、一六の四、一七の一、一七の三、一八から二六まで及びこれらと一体をなす国有地、吉成字七反田通り二七の一、二七の三、二九の一、三〇の一、三一の一、三三の一、</p>	<p>の二の一部、九九の二の一部、一〇〇の二の一部、一〇〇の三の一部、一〇〇の四、一〇〇の五の一部、一〇一の二から一〇一の四まで、一〇二の二から一〇二の四まで、一〇三の五の一部、一〇三の二の一部、一〇四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに吉成字姫ヶ隈二八七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

	<p>東品治町</p>	<p>区域を変更する町及び字の名称</p>
<p>吉方のうち三四の三、三四の四、三五の一、三五の三、三六から五四まで、五五の一、五五の三、五五の四、五六の三、五六の四、八七の三、八七の四、八八の一、八八の二、八九から一〇六の二まで、一〇七の三、一四四の三、一四四の五、一四五の一、一四五の二、一四六から一五六まで、一五七の二から一五七の三まで、一五八の一、一五八の二、一五九、一五九の二、一五九の四から一五九の八まで、一五九</p>	<p>東品治町のうち四七の一、四七の三、六八の一、六八の三、六九の一の一部、六九の三の一部、六九の四の一部、六九の五、六九の六、六九の七の一部、七〇の一、七〇の二の一部、七一の一、七一の四、七一の五、七一の六の一部、七四の一、七四の五、七四の七の一部、七四の九の一部、七五、七六の一、七六の三、七六の五、七六の七の一部、七六の八、七七、七八、七九の一、七九の三、七九の四の一部、八〇の一、八〇の二から八〇の九まで、八一の一から八一の三六まで、八三の一から八三の一一まで、八四の一部、八四の一の一部、八四の六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>三三の四、三四の二、三五の一、三六の一、三七の一、三七の五及びこれらと一体をなす国有地、吉成字中沢七五の一部、吉成字下沢七六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに吉成字石堂二七七の一部</p> <p>同上の区域（昭和四十六年八月三十一日現在の地番による。）</p>

吉 方	<p>の一一、一五九の二二、一六一から一六七まで、一六八の四、一八六の三、一八七の三、一八八の一、一八八の三から一八八の七まで、一八九から一八九の三まで、一九〇の二から一九〇の四まで、一九一から一九三まで、一九四の一、一九四の二、一九五、一九六の一、一九六の二、一九七の一、一九七の二、一九八、一九八の一、一九八の四、二〇一から二〇四の二まで、二〇五の一、二〇五の三、二〇六の三、二〇六の四、二〇七の三、二一一の三、二一一の二、二二三の一、二二三の四、二二三の五から二二三の七まで、二二四の一、二二四の三から二二四の六まで、二二五の二から二二五の三まで、二二六、二二七、二二八、二二九、二二〇の二から二二〇の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
行徳字西福羅	<p>行徳字西福羅のうち二四の三、二五の一、二五の二、二五の四、二五の六から二五の九まで、二六の二、二六の四、二六の六、二六の八、二六の九、三九の五から三九の七まで、四〇の二、四一の一、四二の二、四二の三、四二の四、四二の五、四三の三、四三の四、四四の一、四五の一から四五の九まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
行徳字井古	<p>行徳字井古のうち四六、四六の二、四八の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
行徳字鑄物師田のうち三九三の一、三九四の一、三九五の	
行徳字鑄物師田	<p>一から三九五の四まで、三九六の二から三九六の四まで、三九七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
行徳字中島	<p>行徳字中島のうち四三二の一、四三三の一、四三三の六、四三四の二、四三四の五、四三四の八、四三六の一、四三六の五、四三七の二から四三七の四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
行徳字北八ツ口	<p>行徳字北八ツ口のうち四五三、四五四の二から四五四の五まで、四五六の二、四五八の一、四六〇、四六一の一、四六一の二、四六二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
古市字狭間	<p>古市字狭間のうち二四から二四の六まで、二六の一、三〇の一、三四、三四の一、三六の一、三七の二から三七の三まで、三八の一、三八の三、三九の三、四〇の二、四二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
古市字西御堂	<p>古市字西御堂のうち四三の一以外の区域</p>
古市字隈ノ内	<p>古市字隈ノ内のうち八二の一、八二の三、八三の一、八三の四、八四の一、八六の三、八七の二から八七の七まで、九一、九二の一、九三の一、九四の一、九五、九六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
古市字塚ノ本	<p>古市字塚ノ本のうち九七の二から九七の五まで、九八の一、九八の三、九九の三、一〇〇の二、一〇〇の三、一〇〇の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

	<p>富安字 下土居</p>	<p>富安字 宮ノ廻り</p>	<p>富安字 前田</p>	
	<p>富安字下土居のうち二二九九、二二九九の内第一、二二九九の第二、二二九九の三、二二九九の四、二四〇、二四〇の内第一から二四〇の内第五まで、二四一から二四三まで、二四四の一、二四四の二、二四五から二五〇まで、二五〇の次一、二五二、二五二の次一、二五二の二、二五五の二、二五五の三、二五六の一、二五六の三から二五六の五まで、二五七、二五八の一、二五八の三、二五九の一、二五九の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>富安字宮ノ廻りのうち一四三の二から一四三の四まで、一四三内一、一四四、一四五の一、一四五の二、一四六、一四七、一四八の一、一四八の六、一四八の七、一四九の一、一四九の三、一四九の四、一五〇、一五〇の二から一五〇の六まで、一五一、一五二の二から一五二の四まで、一五三、一五三第一、一五四、一五四の一、一五五、一五五内第一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>富安字前田のうち一三〇の二、一三〇の四、一三〇内第一、一三九の一から一三九の四まで、一三九の一、一四〇、一四一の一から一四一の六まで、一四二の二から一四二の七まで、一四二内第一、一四二次三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>一二七の四、一二七の五、一二八の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>吉成字 上小樋井</p>	<p>富安字 天神</p>	<p>富安字 池田向</p>	<p>富安字 池田</p>	<p>富安字 土居中</p>
<p>地以外の区域</p>	<p>吉成字上小樋井のうち一から九まで、一〇の三、一〇の四、一一の一、一一の四、一二の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>富安字天神のうち三五五の一、三五五の三、三五六の一、三五六の三、三五七の一、三五七の二、三五八の一、三五八の三、三五九の一、三五九の二から三五九の七まで、三六〇内第一、三六〇の三から三六〇の五まで、三六一の一、三六一の二、三六二の内一、三六二の内第一、三六三、三六四、三六五の一、三六五の二、三六六の一、三六六の三、三六七、三六八の一から三六八の三まで、三六九の一、三七〇の一、三七〇の二、三七一、三七二の一、三七二の三から三七二の六まで、三七三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>富安字池田向のうち三五四の一以外の区域</p>	<p>富安字池田のうち三三七の一、三三七の三から三三七の五まで、三三八の一、三三九の一、三三九の三、三三九の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
	<p>富安字 村中</p>			<p>富安字 村中</p>
				<p>富安字村中のうち二六一の一、二六二の一、二六二の六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

吉成字稲石	吉成字稲石のうち一五の一、一五の四、一六の三、一六の四、一七の一、一七の三、一八から二六まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
吉成 字七反田通り	吉成字七反田通りのうち二七の一、二七の三、二九の一、三〇の一、三一の一、三三の一、三三の四、三四の一、三五の一、三六の一、三七の一、三七の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
吉成字中沢	吉成字中沢のうち七〇の一、七一の一、七一の三、七二、七三の一、七三の三、七四の一、七四の三、七五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
吉成字下沢	吉成字下沢のうち、七六、七七の一から七七の四まで、七八の一から七八の三まで、七九、八〇、八一の一、八一の二、八二の二、八三の一、八三の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
吉成字八向	吉成字八向のうち二一六の一、二一六の三、二一七の一、二一七の二、一一八、一一九の一から一一九の四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
吉成字下井原	吉成字下井原のうち二二〇の一、二二〇の二、二二〇の四から二二〇の六まで、二二一の一、二二一の六、二二五の一、二二五の四、二二六の一、二二六の三、二二七の一、二二七の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
吉成字石堂	吉成字石堂のうち、二六三の一から二六三の三まで、二六三の五、二六四の一から二六四の三まで、二六四の五、二六四の六、二六五の一、二六五の五、二六五の六、二六五の八から二六五の一三まで、二六六の一、二六六の三、二六六の五、二六七の一、二六七の四、二六八の一、二六八の三、二六八の五、二六九の一から二六九の三まで、二六九の五から二六九の七まで、二七〇の一から二七〇の五まで、二七〇の一から二七一の六まで、二七二の一から二七二の五まで、二七三の一から二七三の四まで、二七四の一から二七四の五まで、二七五、二七六の一から二七六の三まで、二七七、二七七の一、二七八から二七八の五まで、二九一の二から二九一の四まで、二九三の二、二九四の二、三〇一の二、三〇二の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
吉成字上竹ノ下	吉成字上竹ノ下のうち二九二の一から二九二の三まで、二九三の一、二九三の三、二九三の四、二九四の一、二九四の三、二九五の一から二九五の四まで、二九六の一から二九六の三まで、二九七の一から二九七の四まで、二九八の一から二九八の五まで、二九九の一から二九九の五まで、三〇〇の一から三〇〇の二まで、三〇一の一、三〇一の三から三〇一の五まで、三〇二の一、三〇二の二、三〇二の四、三〇二の六から三〇二の八まで、三〇三の一から三〇三の八まで、三〇四、三〇五から三〇五の四まで、三〇六の一から三〇六の三まで、三〇七の一、三〇七の三、三〇七の四、三〇七の五、三〇八の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

吉成字柳ヶ坪	<p>域</p> <p>吉成字柳ヶ坪のうち三〇九の一、三〇九の三、三〇九の四、三二〇の一、三二〇の六、三二八の一、三一九の一から三一九の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>廃止する字の名称</p>	<p>行徳字下大隈、行徳字東八ツ口、古市字上大隈、古市字榎向、古市字卯ツ木藪、富安字北野、富安字長丁、富安字天神前、富安字西入田、富安字東西入田、富安字土居ノ下モ、富安字宮ノ下モ、富安字土嶋、富安字出口、富安字七日ヒデン、富安字角田、富安字荒田、富安字加武長、富安字竹ノ下、富安字八ヶ坪及び吉成字姫ヶ隈</p>

別記 (二)

一 幸町、天神町、扇町、富安一丁目、富安二丁目、興南町の一部、南吉方一丁目の一部、東品治町、吉方の一部、行徳字西福羅、行徳字井古、行徳字鋳物師田、行徳字中島、行徳字北八ツ口、古市字狭間、古市字西御堂、古市字隈ノ内、古市字塚ノ本、古市字下寺屋敷、古市字棚田、古市字南八ツ口、古市字西八ツ口、古市字田ノ向、古市字島田、富安字品治廻り、富安字高野田、富安字昆布ノ木、富安字前田、富安字宮ノ廻り、富安字下土居、富安字村中、富安字土居中、富安字池田、富安字池田向、富安字天神、吉成字石堂の一部、吉成字上竹ノ下の一部及び吉成字柳ヶ坪については、土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第三百条第四項後段の規定による鳥取都市計画鳥取駅南土地区画整理事業の換地処分の公告のあつた日の翌日

二 興南町の一部、南吉方一丁目の一部、南吉方二丁目、吉方の一部、吉成字上小樋井、吉成字稲石、吉成字七反田通り、吉成字中沢、吉成字下沢、吉成字八向、吉成字下井原、吉成字石堂の一部及び吉成字上竹ノ下の一部については、土地区画整理法第三百条第四項後段の規定による鳥取都市計画鳥取駅南第二土地区画整理事業の換地処分の公告のあつた日の翌日。

（町及び字の名称は、変更後の町及び字の名称による。）

鳥取県告示第四百三十七号

鳥取都市計画鳥取駅南土地区画整理事業施行地区の宅地について、昭和四十七年六月十三日換地処分を行なつた旨の届出があつたので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第三百条第四項後段の規定により告示する。

昭和四十七年六月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗